

山梨県公報

第二千六百八十七号

平成二十九年

四月十日

月 曜 日

目次

公 告

- 肥料の登録の有効期間の更新……………二八三
- 土地改良区役員の仕事……………二八三

公 告

● 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十九年四月十日

山梨県知事 後 藤 齋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新後の有効期限
山梨県第十四号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料 S-B	窒素全量四% りん酸全量一%	公定規格 のり	サントリースピリッツ株式会社 東京都港区台場二丁目三番三号	平成三十二年三月七日

● 土地改良区役員の仕事

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成二十九年四月十日

山梨県知事 後 藤 齋

理事	役職名	雨宮孝一	氏名
	住所	笛吹市一宮町田中四百十四番地	住所
	退任年月日	平成二十九年三月二十日	退任年月日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番